

平成24年小野町議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成24年3月16日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）
〔討論、採決。以下日程第10まで同じ。〕
- 日程第 4 議案第 4号 平成23年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 5号 平成23年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 6号 平成23年度小野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 7号 平成23年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 8号 平成23年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 9号 平成23年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算
〔討論、採決。以下日程第19まで同じ。〕
- 日程第12 議案第12号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成24年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成24年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成24年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成24年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成24年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成24年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例について
〔討論、採決。以下日程第23まで同じ。〕
- 日程第21 議案第21号 小野町介護保険財政安定化特例基金条例について
- 日程第22 議案第22号 小野町除染対策事業特別会計設置条例について
- 日程第23 議案第23号 小野町暴力団排除条例について
- 日程第24 議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決。以下日程第29まで同じ。〕
- 日程第25 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第26号 小野町税条例の一部を改正する条例について

- 日程第27 議案第27号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第28号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第30号 職員に対する特別ほう償に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決。以下日程第41まで同じ。〕
- 日程第31 議案第31号 小野町文化、体育振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第32号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第33号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第34号 小野町消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第35号 小野町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第36号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第37号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第38号 小野町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第39号 小野町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第40号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
〔討論、採決。〕
- 日程第43 請願・陳情の採択、不採択の決定
(追加)
- 日程第1 議員提出議案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第2 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第3 議員提出議案第3号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第4 議員提出議案第4号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕
- 日程第5 議員提出議案第5号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕

日程第 6 議員提出議案第 6 号 企業対策特別委員会の設置について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕

日程第 7 議員提出議案第 7 号 議会改革特別委員会の設置について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1 番	会 田 明 生 君	2 番	吉 田 康 市 君
3 番	竹 川 里 志 君	4 番	宗 像 芳 男 君
5 番	田 村 弘 文 君	6 番	籠 田 良 作 君
7 番	宇 佐 見 留 男 君	8 番	水 野 正 廣 君
9 番	遠 藤 英 信 君	10 番	佐 强 登 君
11 番	久 野 峻 君	12 番	村 上 昭 正 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宍 戸 良 三 君	副 市 長	大 江 賢 一 君
教 育 長	矢 内 今 朝 見 君	総 務 課 長	駒 木 根 祐 治 君
企画商工課長	宗 像 利 男 君	税 務 課 長	渡 辺 慶 一 君
町民生活課長	村 上 春 吉 君	健康福祉課長	藤 井 義 仁 君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局 長	石 井 一 一 君	地域整備課長	佐 藤 喜 春 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	仲 野 谷 博 君	教 育 課 長	先 崎 幸 雄 君
施設整備室長	吉 田 浩 祥 君	代 表 監 査 委 員	先 崎 福 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 澄 夫	書 記	味 原 広 一
書 記	矢 吹 美 加	書 記	根 本 慶 一
書 記	新 田 徹	書 記	照 山 真

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから平成24年小野町議会第1回定例会第11日目の本会議を開会いたします。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員長、9番、遠藤英信議員。

〔予算審査特別委員長 遠藤英信君登壇〕

- 予算審査特別委員長（遠藤英信君） 予算審査特別委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

平成24年小野町議会第1回定例会において予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましてはお手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算審査特別委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、遠藤英信議員。

〔総務文教常任委員長 遠藤英信君登壇〕

- 総務文教常任委員長（遠藤英信君） 平成24年小野町議会第1回定例会において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願陳情文書表のとおりであります。

以下、付託事件の内容と審査経過について申し上げます。

議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、東日本大震災からの復興に向け、地域の実情に応じた取り組みを行うために交付された福島県市町村復興支援交付金を管理するため、地方自治法第241条第1項に基づき、基金の創設を目的とするものであり

ます。

積み立てを行った基金については、5年から10年を目途に、大震災からの復興に係る事業や復興に係る特別な財政需要に際し、基金の取り崩し額を充当し財源とするもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第22号 小野町除染対策事業特別会計設置条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う環境放射能を除去するために実施する除染事業の円滑な運営と経理の適正化を図るために、地方自治法第209条第2項の規定により特別会計を設置するもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第23号 小野町暴力団排除条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、全国的な暴力団排除の動きの中、福島県においても平成23年7月1日より福島県暴力団排除条例が施行されたことから、当町においても町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展のため、町民と町との連携・協力のもとに、社会全体で暴力団排除を推進することを基本理念とし制定するもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、当町における暴力団や暴力団交友者の有無などについて質問がありました。

議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、社会情勢等の動向を踏まえ、死亡を除き、議会議員の退職に当たっては、退職したその日までの報酬を支給することや、禁固刑に処せられ失職したなどに該当する議員の期末手当の支給制限、刑事事件に起訴された議員や、在任期間中の行為により刑事事件で逮捕された議員についての期末手当支給の一部差し止めを行うことなどを規定し、その他関連する条文の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成23年度福島県人事院勧告に準拠し改正を行うもので、石油価格の高騰を踏まえ町職員の通勤手当の支給月額上限を1,900円引き上げるもので、平成24年4月1日から施行するものであります。また、通勤距離の区分に応じた支給月額については、「職員の給与の支給に関する規則」を改正し対応するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、該当する職員の有無などについて質問がありました。

議案第26号 小野町税条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方税法が改正されたことに伴うもので、平成26年度から平成35年度までの個人の町民税に限り、均等割の標準税率に500円の加算を行い、たばこの税率を1,000本につき644円、旧三級品に係るたばこの税率を1,000本につき305円をそれぞれ引き上げのほか、認定長期優良住宅の固定資産税の減額、分離課税に係る所得税特例の廃止、固定資産税第1期の納期を現行の4月から5月に改正するもので、公布の日、あるいは平成25年1月1日及び平成25年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第30号 職員に対する特別ほう償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、本条例の第5条第3項の名称引用に係る条文整備に伴い改正するもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第31号 小野町文化、体育振興基金条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、本条例の条文整備に伴い、条例の名称や関連する条文を改正するもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第33号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となる地方自治法の改正に伴い、関連する本条例の第1条の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第34号 小野町消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となる消防組織法の改正に伴い、関連する本条例の第1条の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、所属する消防団員の現状などについて質問がありました。

議案第35号 小野町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となる水防法の改正に伴い、関連する本条例の第1条の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、協議会の組織構成などについて質問がありました。

議案第36号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となる教育公務員特例法の改正に伴い、関連する本条例の第1条の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第37号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となる学校教育法の改正に伴い、関連する本条例の第1条の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第38号 小野町立幼稚園条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となる学校教育法の改正に伴い、関連する本条例の第1条の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第39号 小野町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、上位法となるスポーツ振興法がスポーツ基本法に全面改正されたことに伴い、関連する本条例の第1条第2項第1号の条文について改正し、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第40号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、条文、条項、施設名称などについて整備し、各条項の文言について所定の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、本条例の条文整備に伴い、上位法である文化財保護法の引用に関連する条文を改正するもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

陳情第6号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書提出を求める陳情について。

本陳情は、「福島県復興ビジョン」において掲げられている基本理念の1つ、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」という考えのもと、原発事故そのものの一日も早い完全収束と廃炉の実現、再生可能エネルギーの推進、子供を始めとする県民の命と健康を守り、風評被害に対する補償を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査に当たっては企画商工課長に出席を求め、説明を受けたものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

陳情第7号 森林に対する固定資産税の免税措置を求める陳情について。

本陳情は、福島第一原子力発電所の事故による風評被害により、林業界において出荷自粛や流通減少を余儀なくされている現状で、山林・原野に対する固定資産税の免税措置を求めるものであります。

審査に当たっては税務課長に出席を求め、来年度における固定資産税の内容などについて説明を受けたものであります。

平成24年度の固定資産税については、全地目において10%減額、家屋において30%減額の評価替えを行い、各納税者の負担軽減を行うこととされております。

審査の結果、全委員異議なく不採択にすべきものと決定いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出を求める陳情について。

現在の福島県における最低賃金は658円で、全国31位と低い水準であり、一般労働者の賃金が4月に引き上げられるのに対し、最低賃金の発効日は半年遅れの10月1日となっております。

本陳情は、雇用戦略に関する重要事項について、意見交換と合意形成を図ることを目的として設置された「雇用戦略対話」における「全国最低800円、全国平均1,000円」を目指す政労使合意内容に沿った最低賃金の引き上げと改定諮問を早急に行い、発効日を早めることを求める意見書の提出を求めるものであります。

審査に当たっては企画商工課長に出席を求め、福島県の最低賃金の内容について説明を受けたものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書提出を求める陳情について。

現在支給されている年金は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来よりも高い金額で支払われており、この特例水準の年金額は物価が上昇しても据え置く一方で、物価が年金額改定の基礎となる水準を下回った場合に、その分を引き下げることとなっております。

法律上、想定している年金額は、物価・賃金の上昇や下落に応じて増額や減額されることとなっていることから、特例水準について平成24年度から平成26年度までの3年間で計画的に解消するための検討がなされているところであります。

本陳情は、年金が年金受給者にとってかけがえのない収入であり、現在の社会経済情勢の中で、高齢者の生活は厳しさを増しており、年金額の改定は高齢者の生活に即して行われることが大原則であることから、特例水準の解消に反対する意見書の提出を求めるものであります。

審査に当たっては町民生活課長に出席を求め、特例水準の概要や年金制度改正の全体像について説明を受けたものであります。

審査の結果、全委員異議なく不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、平成24年度小野町議会第1回定例会において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員長、8番、水野正廣委員長。

〔厚生産業常任委員長 水野正廣君登壇〕

○厚生産業常任委員長（水野正廣君） 平成24年小野町議会第1回定例会において、厚生産業常任委員会に付託された事件は各部常任委員会付託事件表及び請願陳情文書表のとおりであり、審査の結果と経過について報告いたします。

審査に当たっては、各担当課長の出席、説明を求め、慎重に審査いたしました。

議案第21号 小野町介護保険財政安定化特例基金条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県財政安定化基金の一部が、市町村に特例交付金として交付されることから、小野町介護保険財政安定化特例基金の創設を目的とするもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長の出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、特例交付金について質問がありました。

議案第27号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町の子ども医療費助成につきまして、現行の15歳から18歳に医療費無料化を拡大したいため、国民健康保険に加入している子供につきまして、所定の改正を行い、平成24年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては町民生活課長の出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、医療機関での窓口負担やこれまでの医療機関での受診状況について質問がありました。

議案第28号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料を改定するもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長の出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、他市町村の保険料について質問がありました。

議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、当該条例を改正するもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては地域整備課長の出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、公営住宅入居条件について質問がありました。

議案第32号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町老人デイサービスセンターの位置について現状と合致しない部分があり、文言の整理を行うもので、交布の日から施行するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長の出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成18年4月より小野町社会福祉協議会が指定管理者として小野町老人デイサービスセンターの管理を行っていましたが、本年3月31日をもって期間が満了することから、引き続き平成24年4月1日から平成29年3月31日まで指定するものであります。

審査に当たっては健康福祉課長の出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、これまでの運営財政状況、施設の指定の期間について質問がありました。

陳情第2号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情についてであります。本陳情は、今回の大震災でも、国・自治体が平時や緊急時においてそれぞれが果たすべき責任と役割について適切に分担されることの重要性が明らかになりました。

しかし、国と地方の役割分担を二重行政と批判し、地方でできることは地方で行うとして、国の出先機関を原則廃止する等の内容の法案を提出しようとしているところであります。

これらは、復興対策にも否定的な影響をもたらすことから、国土交通省各出先機関を始め、国の出先機関の廃止または地方移譲については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて十分な議論を経た後に結論を出すよう、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

地域整備部長より、国の出先機関が廃止された場合の考えられる影響等について説明を受けたものであります。

審査の結果、本陳情の趣旨に同意できることから、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上が本委員会に付託された事件の審査結果と経過であります。

また、本委員会活動の一環として、町の重点振興作物である「葉たばこ」の播種状況について、JAたむらたばこ共同育苗施設へ視察を行いましたので、この場をお借りしてご報告いたします。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、質疑を行います。

予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第3号～議案第10号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）から日程第10、議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで8議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第3号から議案第10号まで8議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第10号までの討論を終わります。

◎議案第3号～議案第10号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

○議長（村上昭正君） 次に、議案第4号 平成23年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第10号までの7議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第19号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算から日程第19、議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算まで9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第11号から議案第19号まで9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第19号までの討論を終わります。

◎議案第11号～議案第19号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算まで8議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第23号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第20、議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例についてから日程第23、議案第23号 小野町暴力団排除条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第20号から議案第23号までの4議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第23号までの討論を終わります。

◎議案第20号～議案第23号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例についてから議案第23号 小野町暴力団排除条例についてまでの4議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第23号までの4議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第29号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第24、議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第29、議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第24号から議案第29号までの6議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第29号までの討論を終わります。

◎議案第24号～議案第29号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの6議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第29号までの6議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第41号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第30、議案第30号 職員に対する特別ほう償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第41、議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例についてまでの12議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第30号から議案第41号までの12議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第41号までの討論を終わります。

◎議案第30号～議案第41号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第30号 職員に対する特別ほう償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例についてまでの12議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第41号までの12議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第42、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第44号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第44号の討論を終わります。

◎議案第44号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第43、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

総務文教常任委員長より報告のあった平成23年陳情第6号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情については採択、平成23年陳情第7号 森林に対する固定資産税の免税措置についての陳情は不採択、平成24年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については採択、平成24年陳情第3号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める陳情については採択、厚生産業常任委員長より報告のあった平成24年陳情第2号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情については採択とする、各部常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、平成23年陳情第6号については採択、平成23年陳情第7号については不採択、平成24年陳情第1号については採択、平成24年陳情第2号については採択、平成24年陳情第3号については採択とそれぞれ決定いたしました。

暫時休議といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成24年3月16日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、久野峻、同じく籠田良作、同じく宗像芳男、同じく吉田康市、同じく遠藤英信の各議員であります。

提案理由

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県民の生活や産業は大きな打撃を受け、健康への不安も抱えています。

脱原発という考えは小野町民を含む福島県民のほとんどの意志でもあり、県民の命と健康を守り、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取組みは、政府の主導により、早急かつ確実に行われなければならない。

以上のことから、福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係大臣に意見書を提出する。

平成24年3月16日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、農林水産大臣様、経済産業大臣様、文部科学大臣様。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、6番、籠田良作議員の説明を求めます。

6番、籠田良作議員。

〔6番 籠田良作君登壇〕

○6番（籠田良作君） 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成24年3月16日提出。

提出者、籠田良作、賛成者、久野峻、同じく宇佐見留男、同じく吉田康市、同じく宗像芳男、同じく遠藤英信の各議員であります。

提案理由。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保証するものであるが、福島県の最低賃金は全国順位で31位と低位にある。

今、我が国は就労環境の変化により、約4割が非正規労働者と言われており、その多くの正社員並みにフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアとなっています。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、県内の労働力の県外流出防止のために大変重要な事である。

以上のことから、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係大臣に意見書を提出する。

平成24年3月16日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、福島県労働局長様。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書について、1番、会田明生議員の説明を求めます。

1番、会田明生議員。

〔1番 会田明生君登壇〕

○1番（会田明生君） 議員提出議案第3号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成24年3月16日提出。

提出者、会田明生、賛成者、佐強登、同じく竹川里志、同じく田村弘文、同じく水野正廣の各議員であります。

提案理由。

国土交通省の地方整備局では、平時は国と地方自治体の役割分担の中で、全国を視野においた業務を行っており、大震災のような緊急時には、素早く被災地までの輸送ルートを啓開し、被災した自治体に、要員や車両等の派遣、支援物資等の搬入などを行い、復旧・復興を進めている。

このような危機管理対応ができるのは、本省、地方出先機関などが一体となって政策・立案・実施・情報共有ができる組織だからである。

政府は、国の出先機関を原則廃止する法案を提出しようとしているが、出先機関の廃止は地域において国が

果たすべき責任と役割を後退させ、復興を推進するためにも否定的な影響をもたらすと言わざるを得ない。

以上のことから、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係大臣等に意見書を提出する。

平成24年3月16日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、内閣総理大臣様、国土交通大臣様、地域主権戦略会議議長様、福島県知事様。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第4号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第4、議員提出議案第4号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第4号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成24年3月16日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、吉田康市、同じく宇佐見留男、同じく籠田良作、同じく久野峻、同じく遠藤英信の各議員であります。

提案理由。

「特例水準」は過去の物価下落時に年金額を据え置いたものであるが、今回、平成24年度からの3年間で計画的に解消する検討がされている。

年金は、年金受給者にとってかけがえのない収入であり、現在の社会経済情勢の中で、高齢者の生活は厳しさを増している。

また、年金額の改定は高齢者の生活に即して行われることが大原則である。

以上のことから、「特例水準解消」による公的年金の2.5%削減を行わないことを求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係大臣に意見書を提出する。

平成24年3月16日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第4号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第4号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 「特例水準解消」による公的年金2.5%削減に反対する意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第5号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第5、議員提出議案第5号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第5号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、7番、宇佐見留男議員の説明

を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第5号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成24年3月16日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、宗像芳男、同じく籠田良作、同じく水野正廣、同じく遠藤英信、同じく佐強登の各議員であります。

提案理由。

老人保健特別会計については、本年度で決算年度を終えることから、小野町議会委員会条例の別表の常任委員会の所管事項から老人保健の項目を削除する本条例改正案を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第5号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第5号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第5号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第5号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第5号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第6号及び第7号の一括上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第6、議員提出議案第6号 企業対策特別委員会の設置について及び追加日程第7、議員提出議案第7号 議会改革特別委員会の設置についての2議案を一括議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、議員提出議案第6号 企業対策特別委員会の設置について、8番、水野正廣議員の説明を求めます。

8番、水野正廣議員。

〔8番 水野正廣君登壇〕

○8番（水野正廣君） 議員提出議案第6号 企業対策特別委員会の設置について。

地方自治法第110条及び小野町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成24年3月16日提出。

提出者、水野正廣、賛成者、佐強登、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

- 1 委員会の名称 企業対策特別委員会
 - 2 調査期間 調査の完了する日まで閉会中も調査を行う
 - 3 委員の定数 6名
 - 4 設置の目的 企業の誘致対策、既存企業の育成のための調査活動
- 以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上昭正君） 次に、議員提出議案第7号 議会改革特別委員会の設置について、9番、遠藤英信議員の説明を求めます。

9番、遠藤英信議員。

〔9番 遠藤英信君登壇〕

○9番（遠藤英信君） 議員提出議案第7号 議会改革特別委員会の設置について。

地方自治法第110条及び小野町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成24年3月16日提出。

提出者、遠藤英信、賛成者、久野峻、同じく宇佐見留男、同じく籠田良作、同じく宗像芳男、同じく吉田康市の各議員であります。

- 1 委員会の名称 議会改革特別委員会
- 2 調査期間 調査の完了する日まで閉会中も調査を行う
- 3 委員の定数 12名
- 4 設置の目的 議会に係る諸課題について、調査検討を行う。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第6号及び第7号の質疑

○議長（村上昭正君） 議員提出議案第6号 企業対策特別委員会の設置について及び議員提出議案第7号 議会改革特別委員会の設置についての2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号の2議案について質疑を終わります。

◎議員提出議案第6号及び第7号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号の2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第6号及び第7号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第6号 企業対策特別委員会の設置について及び議員提出議案第7号 議会改革特別委員会の設置についての2議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎企業対策特別委員会、議会改革特別委員会の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました企業対策特別委員会及び議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、企業対策特別委員会委員に、1番、会田明生議員、2番、吉田康市議員、8番、水野正廣議員、9番、遠藤英信議員、10番、佐強登議員、11番、久野峻議員。議会改革特別委員会委員に、1番、会田明生議員、2番、吉田康市議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、宇佐見留男議員、8番、水野正廣議員、9番、遠藤英信議員、10番、佐強登議員、11番、久野峻議員、12番、村上昭正を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、企業対策特別委員会及び議会改革特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました各特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に特別委員会で選任していただきたいと思ひます。

暫時休議といたします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。

企業対策特別委員会の正・副委員長の選任については、委員長に吉田康市議員、副委員長に会田明生議員、

議会改革特別委員会の正・副委員長の選任については、委員長に宇佐見留男議員、副委員長に竹川里志議員が互選されましたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

◎議長あいさつ

○議長（村上昭正君） 本定例会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11日間の日程により本年度の事務事業の完遂を踏まえての平成23年度各会計補正予算8案件、条例の制定及び一部改正22案件、人事案件2件、さらに平成24年町執行にかかわる重要な各会計予算10案件、指定管理者の指定案件1件についてご審議をいただいたところであります。

私、議長にとりまして、議長就任最初の重要な定例会でありましたが、11日間の会期中、議員各位のご精励と執行部の議案に対する適切な説明、答弁をいただき、全議案議決となり本日閉会を迎えることができました。本席より御礼を申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、大震災及び原発事故から1年が経過し、3月11日は被災地各地で追悼式が行われました。本席よりここにご一同とともに、改めて大震災により犠牲になられました多くの方々に深く哀悼の意をあらわす次第であります。

また、県内においては、1年が経過しても、今まだ多くの方々が住み慣れた地域から避難を余儀なくされており、原子力災害から復興への道筋は見えておらない状況にあり、避難されている皆様のご心情を察するものであります。

新年度の予算編成内容を見ますと、大震災原発事故からの復旧復興を最優先課題と位置づけての関連予算が各金額に計上され、また町の将来を見据えたまちづくりに対しましても、十分意を用いた内容と認識をいたしております。

さらに、除染関連施策に対しまして、除染対策事業特別会計を新たに設置し、対応されますことは、今後の除染計画策定と取り組みが大きく前進するものと期待をいたしております。ただいま申し上げましたとおり、復興に向けて重要な運動を迎え、私ども議会の責務と役割は一層重要度を増しております。

議長といたしましても、原発事故からの復旧復興を最重要課題と据え、加えて活力のあるまちづくり諸課題に対しまして、議員各位ともに全力を傾注してまいりたい考えであります。また、議会各位に対しましては、地方分権社会の流れを踏まえ、これまでも議論し取り組んでまいりましたが、引き続き特別委員会で集中審議を行い、住民の意思を代表する議会として、その機能の充実発展を図るため、さらに改革を推し進めてまいることが重要でありますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

いよいよ寒さも和らいでまいりました。議員各位におかれましては、年度末を控え、何かとお忙しいと存じますが、健康に留意され、ご活躍されますことをお願い申し上げ、平成24年第1回定例会閉会に当たっての議長のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎町長あいさつ

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があればこれを許します。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 平成24年小野町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、平成23年度一般会計外補正予算8議案、平成24年度一般会計外当初予算10議案、条例制定4案件、条例の一部改正18案件、人事案件2案件、指定管理者の指定1案件、合計42案件をご提案申し上げたところではありますが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審査の結果ご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や審議の過程でちょうだいいたしました議員各位からのさまざまなご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政の運営に努める所存であります。

平成24年度は復興元年であります。町民の皆様が安心して安全に生活ができるように、全力で町政の執行に努める所存であります。また、全職員ともに一丸となって復興に努めてまいる決意でありますので、今後とも忌憚のないご意見やご指導を改めてお願いしたいと思っています。

簡単ではありますが、閉会に当たりましての御礼のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（村上昭正君） これをもって平成24年小野町議会第1回定例会を閉会といたします。

閉会 午後 3時07分